

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市消費生活審議会 (第1回)		
事務局 (担当課)		消費生活総合センター 電話042-775-1779 (直通)		
開催日時		令和6年9月5日(木) 午後1時45分～2時55分		
開催場所		相模原市立橋本公民館 中会議室		
出席者	委員	8人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	3人(消費生活総合センター所長、ほか2人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>1 議 事</p> <p>(1) 会長・副会長及び被害救済部会委員の選出について</p> <p>(2) 令和5年度第2次相模原市消費生活基本計画年次報告書(案)について</p> <p>(3) 相模原市消費生活審議会被災救済部会について</p> <p>2 その他</p>		

## 議 事 の 要 旨

消費生活総合センター所長の挨拶後、事務局より、小野寺委員、小谷委員、毛利委員、森委員、矢野委員の欠席について報告するとともに、出席委員の人数が定足数に達していることを確認し、開会とした。主な内容は次のとおり。

### 1 議 事

#### (1) 会長・副会長及び被害救済部会委員の選出について

相模原市消費生活審議会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の互選により、会長に松崎委員、副会長に小野寺委員が選出された。

また、相模原市消費生活審議会被害救済部会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、審議会の松崎会長の指名により、木村委員、小谷委員、前山委員、町村委員、松崎委員、横山委員が被害救済部会委員に選出された。

#### (2) 令和5年度第2次相模原市消費生活基本計画年次報告書（案）について

事務局から資料1により、庁内の事業担当課での事業の進捗状況について説明を行った。

### 【主な意見等】

(町村委員) メールマガジンの登録者数は、何人か。

(事務局) メールマガジンは317人で、LINEマガジンは5,292人である。

(横山委員) 消費者問題教養セミナーの各回の講師は、どのような方か。

(事務局) 第1回「消費者トラブルを知ろう」は消費生活相談員、第2回「「お金を学ぼう！投資と運用と消費者トラブル」は神奈川県金融広報委員会の金融広報アドバイザー、第3回「悪質業者（騙す側）はなにを考えているのか？～騙す側を知って、騙されない思考を身に付ける～」は神奈川県弁護士会の弁護士である。

(松崎会長) 25ページの高齢者に対する見守りの推進と障害者等に対する見守りの推進の令和5年度成果はBとなった理由は何か。

(事務局) 老人クラブ等の一部の団体への啓発ができなかったことによるものである。

(河田委員) 16ページの「令和5年度進捗状況」と17ページの「事業の成果」は、違うものを評価しているのか。

(事務局) 18ページ以降の表の「実施状況」と「成果」と集計したものであり、評価対象は同一である。

(河田委員) 「令和5年度進捗状況」の実施済と一部実施の合計が、「事業の成果」のAとBの合計と合わないのは、どうしてか。

(事務局)「事業の成果」のAとBの合計には、「令和5年度進捗状況」の実施済と一部実施の他に、25ページの被害救済部会の運営の実施状況が検討中であるが、成果としてA評価としたことによるものである。

(松崎会長)「令和5年度進捗状況」と「事業の成果」の対比は分かりづらいので、注釈を入れた方がよい。

(事務局)承知した。

### (3) 相模原市消費生活審議会被害救済部会について

事務局から資料2～5により、被害救済部会の概要、相模原市消費生活審議会被害救済部会運営基準(以下「運営基準」という。)(案)の説明を行い、審議の結果、運営基準及び相模原市消費生活審議会被害救済部会運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という。)を確定することとした。

#### 【主な意見等】

(町村委員)運営基準(案)第3条第2項第3号で、「契約事業者の所在が、市内又は隣接する市町村であること」と規定しているが、申出人にはこのような要件はないのか。

(事務局)申出人については、被害救済部会で扱う前提に本市の相談を受けている必要があり、本市で消費生活相談ができるのが在住・在勤・在学と限られるため、特に運営基準には規定してしない。

被害救済部会については、実際の運営を行う中で、課題が生じた場合、その都度協議を行い、適宜運用マニュアルを更新していく。

(松崎会長)本日、この場合は、委員から意見をいただくということか。

(事務局)前回、令和5年度第3回審議会までに話し合われた内容を今回はまとめており、今まで、事例研究も行っているので、被害救済部会の運営はできる状態にある。

このため、運営基準と運用マニュアルを確定させた上で、運用を開始したいと考えている。

(松崎会長)確定させるにあたっては、決を取る必要はあるのか。

(事務局)委員から同意が得られれば良いと考えている。同意が得られた場合は、内部で決裁処理を行い、9月5日施行としたいと考えている。

(松崎会長)特に意見がないので、運営基準と運用マニュアルは、初版確定としたい。

## 2 その他

事務局から、第2回審議会は令和7年2月頃を予定していることを伝えた。

以 上

※資料一覧

- 資料 1 令和 5 年度第 2 次相模原市消費生活基本計画年次報告書（案）
- 資料 2 相模原市消費生活審議会被害救済部会について
- 資料 3 相模原市消費生活審議会被害救済部会運営基準（案）
- 資料 4 相模原市消費生活審議会被害救済部会運営基準【様式集】
- 資料 5 相模原市消費生活審議会被害救済部会運用マニュアル（案）

## 相模原市消費生活審議会委員出欠席名簿

(50音順 敬称略)

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	小野寺 愛衣	独立行政法人国民生活センター 商品テスト部 テスト第1課長	副会長	欠席
2	河田 敦子	東京家政学院大学現代生活学部 教授		出席
3	木村 郁子	さがみはら消費者の会 会長		出席
4	小池 千恵子	津久井地域商工会連絡協議会(4町商工会)		出席
5	小谷 馨	神奈川県弁護士会 副会長		欠席
6	古橋 裕一	相模原商工会議所 商業部会		出席
7	前山 善憲	相模原市商店連合会 会長		出席
8	町村 泰貴	成城大学法学部 教授		出席
9	松崎 吉之助	相模女子大学人間社会学部 准教授	会長	出席
10	毛利 則彦	相模原商工会議所 金融保険業部会		欠席
11	森 洋子	相模原市生活協同組合運営協議会		欠席
12	矢野 優真	公募委員		欠席
13	横山 正美	神奈川県司法書士会		出席